函南町の水道料金が変わります

～令和９年４月請求分から新しい料金となります～

令和８年９月 15 日、函南町議会において「函南町水道使用条例の一部を改正する条例」が可決されました。これに伴い、水道料金を改定します。

水道料金は２か月ごとの検針・請求です。検針地区により、新料金が適用される時期が異なります。

営業用の新しい料金

基本料金と使用水量に応じた超過料金を組み合わせて計算します。

税込みの改定後料金は裏面の早見表をご確認ください。

区分	水量	現行料金（税抜）	改定後料金（税抜）	増加額
基本料金	0 ㎥～50 ㎥	6,600 円	9,330 円	＋2,730 円
超過料金	51 ㎥～100 ㎥	150 円/㎥	213 円/㎥	＋63 円
	101 ㎥～	160 円/㎥	228 円/㎥	＋68 円

※消費税は別途加算されます。
※水道料金全体の平均的な改定率は 41.6%です。

なぜ、水道料金を改定するの？

以下の状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な水道事業を運営していくため、水道料金を改定させていただきます。

（１）水道料金収入が減少	（２）水道事業に必要な費用が増加	（３）施設の更新・耐震化が必要
人口減少や節水機器の普及などにより、今後、水道の使用量が減少し、水道料金収入の減少が見込まれています。	物価高騰に伴う電気料金や人件費の上昇、施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより必要な費用が増えています。	水道管や施設の更新・耐震化など、将来にわたって安全で安定した水道を維持するための費用が必要です。

いつから？～改定後の水道料金での請求開始時期～

◇奇数月検針地区：**令和９年４月請求分（令和９年３月検針）からのお支払い**

（対象検針区）仁田、大土肥、柏谷、塚本、肥田、日守、八ツ溝、城山、宝蔵台

◇偶数月検針地区：**令和９年５月請求分（令和９年４月検針）からのお支払い**

（対象検針区）畑毛、平井、桑原、大竹、上沢、間宮、新田、冷川、中冷川、新幹線、藤明、函南、白道坂、柿沢台、パサディナ、伊豆の国市（奈古谷）

詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ

お問い合わせ

函南町役場　建設経済部 上下水道課　料金業務係
〒419-0192　静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13
電話番号：055-979-8118　　FAX 番号：055-979-4593

函　南　町